

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年3月世田谷区
教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「3月で除した数」を「12月（次条による場合を除き、その者の
経験年数のうち人事委員会の定める年数を超える経験年数の月数にあつては、18月
）で除した数に4を乗じて得た数」に改める。

第6条第1項中「あらかじめ人事委員会と協議して」を「別に」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。